

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	日光市

## 日光市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名：日光市観光経済部環境森林課

所在地：日光市今市本町1番地

電話番号：0288(21)5152

FAX番号：0288(21)5121

メールアドレス：kankyou-shinrin@city.nikko.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワウ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	日光市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

・被害金額及び面積

対象種	面積(a) 被害額 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	被害の 増減傾向
イノシシ	面積 被害額	562 2,175	460 608	617 2,700	584 957	472 898	増加 横ばい 減少
ニホンジカ	面積 被害額	496 1,609	514 793	161 759	683 1,424	403 1,748	増加 横ばい 減少
ニホンザル	面積 被害額	70 1,550	6 83	22 279	102 528	27 315	増加 横ばい 減少
ツキノワ グマ	面積 被害額	— —	1 1	— —	10 10	— —	増加 横ばい 減少
カワウ	面積 被害額	— —	— —	— —	— —	— —	増加 横ばい 減少
ハシブトガラス ハシボソガラス	面積 被害額	7 7	4 27	2 3	12 3	18 52	増加 横ばい 減少
ハクビシン	面積 被害額	68 496	55 912	7 52	9 67	14 63	増加 横ばい 減少
タヌキ	面積 被害額	— —	14 6	1 4	— —	— —	増加 横ばい 減少
アライグマ	面積 被害額	— —	— —	— —	— —	— —	増加 横ばい 減少
アオサギ ダイサギ ゴイサギ	面積 被害額	— —	20 4	— —	— —	2 47	増加 横ばい 減少

※被害報告はあるが、被害金額及び面積が不明なものについては「—」としている。

・ 主な被害作物等の時期

対象種	4月・・・・・・・・7月・・・・・・・・10月・・・・・・・・1月.....
イノシシ	イモ・豆類————— 葉物野菜————— ダイコン————— タケノコ—— 水稲—————（水田への侵入被害）
ニホンジカ	イモ・豆類————— 葉物野菜————— ダイコン————— 水稲(苗) —— 水稲——
ニホンザル	イモ・豆類————— ダイコン————— タケノコ——
ツキノワグマ	イモ・豆類————— 葉物野菜————— ダイコン—————
カワウ	アユ—————
ハシブトガラス ハシボソガラス	豆類————— 果菜—————
ハクビシン	果菜—————
タヌキ	果菜—————
アライグマ	果菜—————
アオサギ ダイサギ ゴイサギ	水稲(苗)—————

(2) 被害の傾向

農作物における被害は、全ての対象種において収穫期である夏から秋にかけて集中するが、冬期においては大根や白菜などの作物、春期においてはタケノコの食害や水田への侵入などの被害が目立つ。

ニホンジカについては、田植え時期の食害が多く見られ、農家は植え直しをすることが多くなった。また、奥日光地域等で植生被害が見られる。

ニホンザルについては、農作物のほとんどが被害対象になっており、

収穫期に被害が集中するが、収穫時期以外でも民家付近に出没している。

また、表中に記載はしていないが、イノシシにおいては農地の土手を掘り返すなどの被害もあり、耕作へ支障をきたすことも考慮すると、間接的な農作物被害といえる。

カワウについては、アユの食害等の漁業被害が発生し、春から夏にかけて多く見られる。

ハシブトガラス、ハシボソガラスについては、農作物被害だけではなく、糞害などの生活環境への被害も見られる。

ハクビシン、タヌキについては、農作物被害に加え、糞害、家屋に侵入しての騒音などの生活環境への被害が見られる。

アライグマについては、令和7年度に初めて捕獲されており、農作物被害に加え、糞害、家屋に侵入しての騒音などの生活環境への被害が見られる。

アオサギ、ダイサギ、ゴイサギについては、水稻の苗を踏倒しや食害等が見られる。

### (3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (令和4～6年度の平均)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	被害金額	1, 518千円	850千円
	被害面積	558 a	446 a
ニホンジカ	被害金額	1, 310千円	1, 048千円
	被害面積	416 a	374 a
ニホンザル	被害金額	374千円	262千円
	被害面積	50 a	20 a
ツキノワ グマ	被害金額	3千円	2千円
	被害面積	3 a	2 a
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害金額	19千円	13千円
	被害面積	9 a	6 a
ハクビシン	被害金額	61千円	43千円
	被害面積	10 a	7 a
タヌキ	被害金額	1千円	1千円
	被害面積	1 a	1 a
アライグマ	被害金額	—円	4千円
	被害面積	—a	1 a
アオサギ ダイサギ ゴイサギ	被害金額	16千円	11千円
	被害面積	1 a	1 a
合計	被害金額	3, 302千円	2, 234千円
	被害面積	1, 048 a	858 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲事業、市町村捕獲活動支援事業等による捕獲</li> <li>・日光市有害鳥獣捕獲報償金による従事者の捕獲意欲向上</li> <li>・日光市野生鳥獣捕獲従事者確保対策事業による捕獲従事者傷害保険加入補助（R6実績：延べ250名）、狩猟免許取得費用などの補助（R6実績：新規免許等取得者延べ10名、免許等更新者延べ83名）</li> <li>・日光市野生鳥獣対策協議会による捕獲技術向上・安全管理研修会の実施（R6実績：射撃研修2回）</li> <li>・日光市野生鳥獣対策協議会によるくくりわなの購入（R6実績：270基）、イノシシ捕獲用大型箱わなの購入（R6実績：5基）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシについては、従事者不足などによる個体数の増加や捕獲難度が高いことにより、捕獲数が思うように増加しない。</li> <li>有害捕獲による広域的かつ積極的な捕獲体制を検討する必要がある。</li> <li>・行政と被害者が情報の共有を行い、今まで以上に対策の方向性や効果を検討できる場を設ける必要がある。</li> <li>・捕獲促進のため、被害農家などを対象として免許取得の促進を図る必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日光市農作物等獣害防護対策事業による侵入防止柵の設置（R6実績：11箇所 967m）</li> <li>・サルパトロール事業によるニホンザルの追上げ・追払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業におけるニホンジカやイノシシ、クマの対策として、安価で購入できる簡易柵・簡易電気柵の普及を推進する。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とちぎの元気な森づくり県民税事業（野生獣被害軽減のための里山林整備事業）による緩衝帯の整備及び管理</li> <li>・野生獣森林被害防止対策事業による剥皮被害防止資材の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシの生息域は年々拡大の一途にあり、早期の警戒・防除対策など、被害を未然に食い止めるシステムを確立する必要がある。</li> <li>・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アオサギ、ダイサギ、ゴイサギなど、全ての鳥獣被害対策において、集落周辺に加害獣を寄せ付け</li> </ul>

		<p>ないために、緩衝帯の設置のほか、住民に対して家庭ごみや農作物などの残渣、未収穫果樹を放置しないなど、餌場を作らないための方策を徹底させる必要がある。</p> <p>・集落単位での対策講習会を開催し、被害農家自らが行なえる対策を普及する必要がある。また、被害に遭っている住民一人ひとりが加害鳥獣の生態や特性を学習し、それに見合った防除方法を検討していく必要がある。</p>
--	--	--

#### (5) 今後の取組方針

- ・対象鳥獣の捕獲事業を効果的に実施できるよう、猟友会等と連携し、対象地における捕獲体制の強化を図る。なお、事業実施の際は、イヌワシやクマタカをはじめとする希少猛禽類その他の野生生物の生息の支障とならないように配慮する。
- ・農林業被害に関しては、集落単位の講習会を行い、加害鳥獣の特性を知るとともに、簡易電気柵設置など、被害者自らが行なえる被害対策を推進する。また、家庭ごみや野菜くずなどの適正処理の徹底や、未収穫果樹の切り倒しを行うなど、誘引物の除去に努めるよう協力を依頼する。
- ・ニホンザル等による生活被害及び商業・人的被害に関しては、戸締りの徹底や買い物袋を提げて歩かないなど、被害に遭いやすい環境の除去を目指す。
- ・行政、農業団体、被害集落の代表などをメンバーとする対策協議会において、地域の被害状況に応じた対策が図れるよう、意見交換を実施する。
- ・鳥獣対策を熟知したパトロール員を養成するため、研修会への参加や情報交換の開催などを図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

項目	内 容	備 考
捕獲の担い手 (狩猟免許所持者) (R7. 10月末現在)	第1種 ( 186人) 第2種 ( 3人) わな ( 154人) わな猟免許所持者のうち 第1種所持者 ( 96人)	
指導者の育成状況 (R7. 10月末現在)	鳥獣管理士 (2人)	実施隊員
パトロール従事者 (R7. 10月末現在)	従事者の延人数 (1, 114人)	日光 306人 藤原 328人 足尾 240人 栗山 240人
管理機材整備状況 (R7. 10月末現在)	イノシシ・ニホンジカ用罠 ( 70台) サル用箱罠 ( 80台) サル用大型囲い罠 ( 9基) クマドラム缶罠 ( 21台)	
地域協議会設置状況	設置済み 構成別紙1のとおり	
鳥獣被害対策実施隊 設置状況 (R7. 10月末現在)	平成26年10月16日設置 名 称：日光市鳥獣被害対策実施隊 隊員数：38名(市職員13名、 非常勤職員(民間人)25名)	

## (2) 対象鳥獣の捕獲計画

## ・捕獲数の推移

対 象 種	捕獲数	R2	R3	R4	R5	R6	捕獲数の 増減傾向
イノシシ	狩猟数	31	37	28	73	74	増加 横ばい 減少
	駆除数	639	180	253	287	427	
	計	670	217	281	360	501	
ニホンジカ	狩猟数	495	2,185	912	796	1,139	増加 横ばい 減少
	駆除数	4,536	5,787	4,507	3,696	4,755	
	計	5,031	7,972	5,419	4,492	5,894	
ニホンザル	駆除数	300	173	485	263	214	増加 横ばい 減少
ツキノワグマ	狩猟数	0	4	0	5	1	増加 横ばい 減少
	駆除数	15	4	15	19	12	
	計	15	8	15	24	13	
カウウ	狩猟数	4	0	3	3	0	増加 横ばい 減少
	駆除数	5	16	18	26	27	
	計	9	16	21	29	27	
ハシブトガラス ハシボソガラス	狩猟数	0	19	19	4	7	増加 横ばい 減少
	駆除数	438	414	305	331	355	
	計	438	433	324	335	362	
ハクビシン	狩猟数	0	5	1	0	2	増加 横ばい 減少
	駆除数	62	41	43	43	30	
	計	62	46	44	43	32	
タヌキ	狩猟数	0	23	16	21	25	増加 横ばい 減少
	駆除数	0	18	20	31	19	
	計	0	23	41	51	44	
アライグマ	狩猟数	0	0	0	0	0	増加 横ばい 減少
	計	0	0	0	0	0	
アオサギ ダイサギ ゴイサギ	狩猟数	0	0	0	0	0	増加 横ばい 減少
	駆除数	71	97	99	86	53	
	計	71	97	99	86	53	

※「駆除数」とは、有害鳥獣捕獲によって捕獲した個体数のこと。

・捕獲計画数の設定の考え方

イノシシについては、被害は減少傾向であるが、手をゆるめることなく今市・日光地域を中心に有害鳥獣捕獲を積極的に実施することとする。また、県内においても豚熱が発生しているため、積極的に有害捕獲を実施する。

ニホンジカについては、被害は増加傾向にあり、市全域で有害捕獲を実施するほか、越冬地である奥日光・足尾地区で積極的に有害捕獲の強化を図り、個体数の減少に努める。

ニホンザルによる被害は横ばい傾向にあるが、有害鳥獣捕獲により積極的に個体数の減少に努める。

ツキノワグマについては、農業被害だけでなく、市街地に出没するケースも発生していることから、クマを寄せ付けない対策の周知等を徹底するとともに、捕獲の際はドラム缶わなを使用し、奥山放獣実施体制の整備を図ることとする。

カワウについては、漁業被害の報告が増加していることから、報告の多い地域を中心に、有害鳥獣捕獲により加害個体の捕獲に努めることとする。

ハシブトガラス、ハシボソガラス、ハクビシン、タヌキ、アオサギ、ダイサギ、ゴイサギについては、農業被害だけでなく、糞害による生活被害等が発生しており、被害の多い今市地域を中心に有害鳥獣捕獲を実施することとする。

アライグマについては、令和7年度に今市地域で初めて捕獲され、農業被害だけでなく糞害による生活被害等が発生しており、拡散を防ぐために有害捕獲を実施することとする。

・捕獲計画頭数

対象鳥獣名	有害鳥獣捕獲計画頭数			備 考
	R8	R9	R10	
イノシシ	500頭	500頭	500頭	
ニホンジカ	4700頭	4700頭	4700頭	
ニホンザル	300頭	300頭	300頭	
ツキノワグマ	1頭	1頭	1頭	
カワウ	50羽	50羽	50羽	
ハシブトガラス ハシボソガラス	400羽	400羽	400羽	
ハクビシン	50頭	50頭	50頭	
タヌキ	30頭	30頭	30頭	
アライグマ	10頭	10頭	10頭	
アオサギ ダイサギ ゴイサギ	100羽	100羽	100羽	

(3) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8～R10	すべての対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲の担い手の育成や安全管理、捕獲技術向上を目的とした研修会</li> <li>・ 日光市有害鳥獣捕獲報償金による従事者の捕獲意欲向上を目的として、狩猟期においても報償金に国・県の補助金分を上乗せした有害鳥獣捕獲の通年実施</li> <li>・ 狩猟免許取得の促進と補助</li> <li>・ 交付金等活用による捕獲資材（箱わな、くくりわな等）の購入と従事者への貸与の推進</li> </ul>

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカの捕獲手段はくくりわな及び囲いわな、アライグマ、ハクビシンの捕獲手段は小型の箱わなによる。イノシシ、ニホンジカ、アライグマ及びハクビシンの捕獲は通年行い、捕獲場所は加害獣の選択捕獲の観点から被害発生地又はその付近とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノシシ、ニホンジカによる農業被害が多く発生している。基本的には通年で罠による捕獲活動を中心にし、これらの止め刺しの際にライフル銃を使用する。</li> <li>・ イノシシ等中大型獣の捕獲の際に、安全かつ速やかに捕獲止め刺しを行うためライフル銃を使用する必要がある。</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
日光市内全域	全ての鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	ワイヤーメッシュ柵の設置 L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵の設置 L=5,000m	ワイヤーメッシュ柵の設置 L=5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8～R10	ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	市職員、実施隊等による指導助言及び設置者（団体）による点検・補修。
R8～R10	ニホンザル	地元猟友会に委託し、追上げ・追払いを実施。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R8～R10	ニホンジカ ツキノワグマ	立木の剥皮被害を防止するため、剥皮被害防止帯の設置費用に対し助成事業を実施。
R8～R10	すべての 対象鳥獣	とちぎの元気な森づくり県民税事業により、里山林による緩衝帯を整備する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

別紙2のとおり

(2) 緊急時の連絡体制

別紙2のとおり

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日光市野生鳥獣対策協議会
構成機関の名称及び役割	別紙1、3のとおり

(2) 関係機関に関する事項

県・隣接市町・関係機関と連携し、広域的な管理対策について検討・実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成26年10月16日  
 名 称：日光市鳥獣被害対策実施隊  
 隊 員 数：38名（市職員13名、非常勤職員（民間人）25名）

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については、原則として市焼却施設に搬入とする。やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとするほか、埋設個体よるクマの誘引を防ぐため、捕獲個体の簡易な減容化施設など効率的な処理施設の導入を図る。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

原子力災害特別措置法に基づく出荷制限により食肉としての利用が難しいため、ニホンジカの皮の有効利用を図ることを目的とした調査研究及び普及啓発を実施する。

10. その他被害防止施策に関し必要な事項

イノシシについては、市内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。

## 令和7年度日光市野生鳥獣対策協議会委員名簿

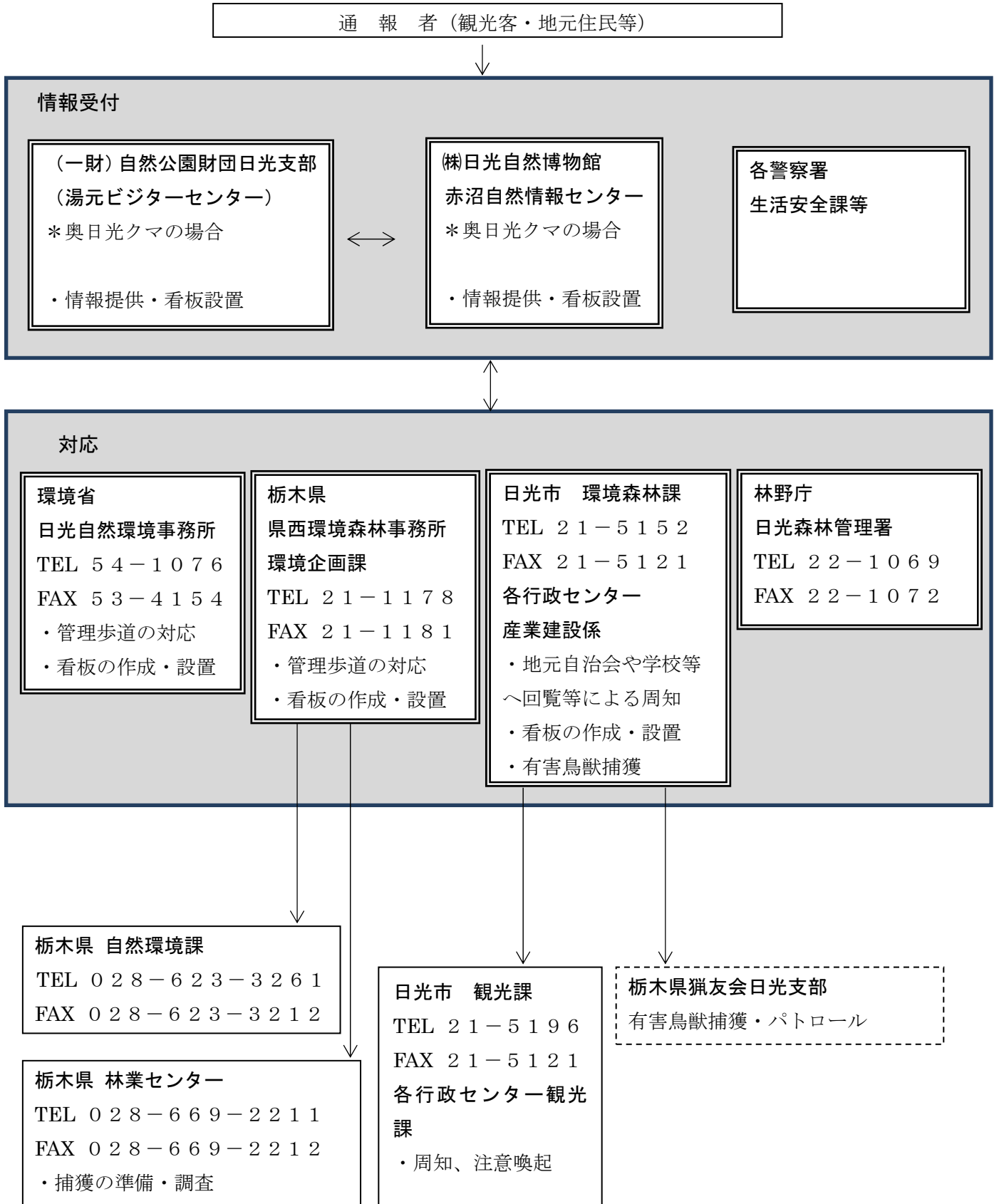
(任期 令和8年3月31日)

※代表：役職名でなく推薦による

	役職	所 属	団体役職名	氏 名	備考
1		今市地区自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
2		落合地区自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
3		豊岡地区自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
4		大沢地区自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
5		塩野室地区自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
6		日光地域自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
7		藤原地域自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
8		足尾地域自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
9		栗山地域自治会長会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
10	副会長	栃木県猟友会日光支部	支 部 長	■ ■ ■ ■ ■	
11		日光市農村生活研究グループ協議会	代 表	■ ■ ■ ■ ■	
12		日光地区林業振興協会女性部会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
13		日光市農業士会	代 表	■ ■ ■ ■ ■	
14		日光市農業委員会	代 表	■ ■ ■ ■ ■	
15		日光市農業委員会事務局	事 務 局 長	■ ■ ■ ■ ■	
16	監事	JAかみつが日光営農経済センター	センター長	■ ■ ■ ■ ■	
17		栃木県農業共済組合上都賀支所	所 長	■ ■ ■ ■ ■	
18	監事	日光市森林組合	代表理事 常 務	■ ■ ■ ■ ■	
19		地域鳥獣管理専門員	鳥獣管理士	■ ■ ■ ■ ■	
20		栃木県県西環境森林事務所	部長補佐	■ ■ ■ ■ ■	
21		栃木県上都賀農業振興事務所	経営指導課長	■ ■ ■ ■ ■	
22		今市警察署生活安全課	課 長	■ ■ ■ ■ ■	
23		日光警察署生活安全刑事課	課 長	■ ■ ■ ■ ■	
24		日光森林管理署	森林技術 指 導 官	■ ■ ■ ■ ■	
25		日光国立公園管理事務所	国立公園保護 管理企画官	■ ■ ■ ■ ■	
26		日光市水産業連絡協議会	会 長	■ ■ ■ ■ ■	
27	会長	日光市	観 光 経 済 部 長	■ ■ ■ ■ ■	

クマ等対策連絡網及び役割分担

別紙2



※これを基本とし、出没箇所・状況等により対応

○日光市野生鳥獣対策協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 62 号

(設置)

第 1 条 野生鳥獣による生活環境及び農林水産物への被害並びに自然生態系への影響について、適正な野生鳥獣の被害対策等を調査、検討し、その推進にあたるため、日光市野生鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野生鳥獣による被害状況の調査に関する事。
- (2) 野生鳥獣による被害対策に関する事。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項  
(令 6 告示 63・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる団体が推薦した者及びその団体の職にある者から、市長が委嘱し、又は任命する者をもって組織する。

- (1) 各地域及び各地区の自治会長会
- (2) 栃木県猟友会日光支部
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 観光経済部長の職にある者
- (5) その他市長が必要と認める者  
(平 31 告示 42・令 6 告示 63・一部改正)

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長及び監事)

第 5 条 協議会に会長 1 人、副会長 1 人、監事 2 人を置く。

- 2 会長は、日光市観光経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選によりこれを決定する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、会計を監査する。

(平31告示42・一部改正)

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務の推進を図るため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が必要に応じて設置するものとし、部会を構成する者（以下「部会員」という。）は、会長が選任する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「作業部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び部会の庶務は、観光経済部環境森林課において処理する。

(平31告示42・令5告示47・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第42号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第47号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第63号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。